

滑川市地方就職支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 滑川市は、東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。以下同じ。）の大学を卒業した学生の滑川市内への移住を伴う県内就職を支援するため、富山県と共同して行う地方就職学生支援事業において、東京圏内の大学を卒業して、滑川市に移住する見込みの者が、地方就職支援金の支給要件を満たす場合に、予算の範囲内において地方就職支援金を交付するものとする。

2 地方就職支援金の交付については、富山県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）、法令等に特別の定めのある場合を除くほか、この要綱の定めるところによる。

(交付金額)

第2条 地方就職支援金の金額は、富山県に所在する企業への就職に必要な経費のうち、富山県職員等の旅費に関する規則（昭和33年富山県人事委員会規則第25号）に基づく往復交通費の2分の1以内の額とする。ただし、交付は一人1回を限度とし、上限額は12,960円とする。

2 前項の規定にかかわらず、内定企業から交通費の支給があった場合は、交付額は往復交通費から内定企業からの支給額を差し引いた額の2分の1以内とする。

(対象者)

第3条 地方就職支援金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件として、次のア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる要件を全て満たすこと。

(ア) 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内（条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）を除く。）のキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学を卒業する見込みであること。

(イ) 大学の卒業年度において、条件不利地域を除く東京圏内に継続して在住

していること。

イ 移住先に関する要件 次に掲げる要件を全て満たすこと。

(ア) 富山県に所在する企業に就職することが内定していること。

(イ) 卒業後にイ(ア)に掲げる企業に就職し、滑川市に移住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次に掲げる要件を全て満たすこと。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他富山県又は滑川市が地方就職支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件として、次のア及びイに該当すること。

ア 就業先に関する要件 次に掲げる要件を全て満たすこと。

(ア) 勤務地が富山県内に所在すること。

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に定める風俗営業者でないこと。

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(エ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

(オ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

イ 就業条件等に関する要件 次に掲げる要件を全て満たすこと。

(ア) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(イ) 滑川市からの通勤が可能な地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

(3) 就職活動に関する要件として、次のア及びイに該当すること。

ア 卒業年度の6月1日以降に実施される個別の採用面接又は採用試験であること。

イ 正式な内定日が卒業年度の 10 月 1 日以降であること。

(交付の申請)

第 4 条 地方就職支援金の申請者は、地方就職支援金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 本人確認書類
- (2) 内定証明書（様式第 2 号）
- (3) 在学証明書
- (4) 交通費の領収書
- (5) 前条第 1 号及び第 2 号の要件に該当することを証する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第 5 条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、地方就職支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに地方就職支援金交付決定通知書（様式第 3 号）により、当該申請者に通知する。

(支援金の交付)

第 6 条 市長は、交付決定を行った申請者に対し、申請から 3 月以内に地方就職支援金の交付を行う。

(報告及び立入調査)

第 7 条 富山県及び滑川市は、地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、交付決定を行った申請者に対し、地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第 8 条 市長は、滑川市から地方就職支援金の交付を受けた者が、次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合は、地方就職支援金の返還を請求し、債権回収を行うものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして富山県及び滑川市が認めた場合はこの限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 地方就職支援金の申請日から 1 年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合

ウ 地方就職支援金の申請日から1年以内に滑川市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に滑川市に住民票がある場合を除く。）

エ 就業日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合（ただし、退職日から3月以内に富山県内の別の企業に就職する場合を除く。）

オ 滑川市への転入日から3年未満で転出した場合

(2) 半額の返還 滑川市への転入日から3年以上5年以内に転出した場合

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、地方就職支援金の交付に必要な事項は、富山県と滑川市が協議して定める。

附 則

この告示は、令和6年10月1日から施行し、同年6月1日以後の採用面接又は採用試験に要した経費について適用する。